

# あきる野市 こども計画の策定について

## 1. 子ども・若者施策に関する国の動向

### こども基本法

令和5年4月1日に「こども家庭庁」の創設と同時に、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として制定されました。

-こども基本法の基本理念（法第3条）-

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、<br/>基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>                          | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、<br/>意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって<br/>最もよいことが優先して考えられること。</p> |
| <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、<br/>生活が守られ、愛され、保護される<br/>権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> | <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが<br/>十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、<br/>家庭と同様の環境が確保されること。</p> |
| <p>3 年齢や発達の程度により、<br/>自分に直接関係することに意見を言えたり、<br/>社会のさまざまな活動に参加できること。</p>    | <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、<br/>喜びを感じられる社会を<br/>つくること。</p>                                  |



出典：こども基本法パンフレット

### こども大綱

幅広いこども施策を総合的に推進するため

- ・ 少子化社会対策大綱
- ・ 子供・若者育成支援推進大綱
- ・ こどもの貧困対策に関する大綱

3つの内容をまとめ、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に決めました。

## 「こどもまんなか社会」を目指して

- ・ こどもや若者の立場に立ち
- ・ こどもにとっての利益を第一に考え
- ・ 当事者の意見を施策に反映する

## 「こどもまんなか社会」の実現のため

6つの柱となる「基本的な方針」を定め、こども施策に関する「重要事項」やこども施策推進のための「必要な事項」を定めています。

こども大綱に基づき策定する「こども計画」は、結婚や妊娠期から、幼児期、学齢期、思春期、青年期までの幅広いライフステージの市民が対象となり、計画策定に当たっては、子ども・若者の意見反映や、子ども・若者の視点に立ったEBPM※（Evidence Based Policy Making）を推進するとしています。

※EBPM：経験や勘に基づくものではなく、実験や今あるデータをもとに検証し、効果が見込める政策立案を行っていくこと。

## こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律について

貧困等により、こどもが適切な養育及び教育、並びに医療を受けられないことや、多様な体験の機会を得られない等、社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に制定されました。

「こども大綱」を踏まえて、目的や基本理念等が一部改正され、基本理念には「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」などが明記されました。

## 子ども・若者の育成支援推進法について

ひきこもりや不登校といった子ども・若者の抱える不安や悩みの深刻化などを背景に、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにすることを目的に制定されました。

## 2. 子ども・若者、子育て当事者を取り巻く状況・課題

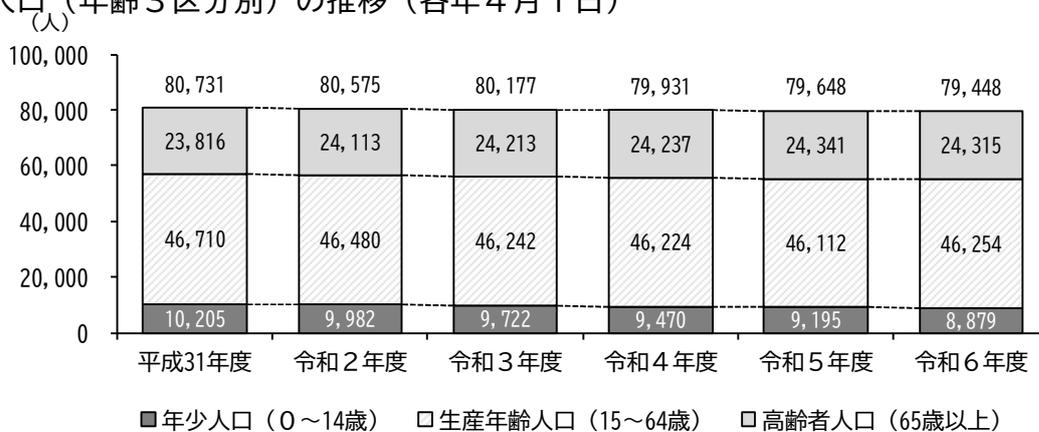
### 人口構造、子ども・若者の人口推移

令和5年の合計特殊出生率は、全国で1.20となり、統計を取り始めて以降、最も低い結果となりました。東京都では1を下回り、すべての都道府県の中で最も低くなっています。

あきる野市では、年によって増減はありますが、全国、都と同様に減少傾向にあり、出生数においても、令和4年には400人を下回る結果となっています。

このことから、特に年少人口（0～14歳）の減少数が顕著となっています。

#### ■総人口（年齢3区分別）の推移（各年4月1日）



### 子ども・若者の現状

いじめ、不登校、ヤングケアラー、ひきこもりなど支援が必要な子ども・若者が増加傾向にあります。また、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化していることから、抱えている問題が複雑で深刻化している状況にあります。

### 貧困

厚生労働省が実施した令和4年国民生活基礎調査によると、令和3年の全国子どもの貧困率は11.5%で、約9人に1人が貧困状態であるという深刻な状態となっています。特に、ひとり親家庭のこどもの貧困率については、44.5%で、約2人に1人は貧困状態となっている状況です。

## 児童虐待

児童相談所が対応したこどもの虐待に関する相談について、令和4年度は全国で21万4800件余りとなっており、32年連続して過去最多を更新している状況です。

虐待の種類は、「心理的虐待」が最も多く、「身体的虐待」「ネグレクト」の順に多くなっています。

### ■児童虐待相談受付件数（年度中件数）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童虐待	190	130	205	184	275

## 3. 計画策定の趣旨

このような現状や「こども基本法」「こども大綱」を踏まえ、子ども・若者等を支援する取組を総合的に推進し、更なる充実を図ることで、本市を取り巻く多種多様な課題に対して、総合的かつ効果的な施策の推進・進捗管理を可能とするため、「あきる野市こども計画」を策定します。

## 4. 計画の目指す方向性

### こども大綱

全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の養護が図られ、心身的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

### 【あきる野市こども計画】

あきる野市では、上記の「こども大綱」が掲げる理念を踏まえ、全てのこどもが将来にわたり、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するための、「あきる野市こども計画」を策定します。

## 5. 計画の概要

### (1) 計画の対象

「こども基本法」では、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

- ・子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。
- ・若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

この定義を踏まえ、18歳未満のすべての子どもと子育て当事者等を中心に、事業内容に応じて20歳代の若者などを加え、施策が効果的な取組になるよう柔軟に対応していきます。

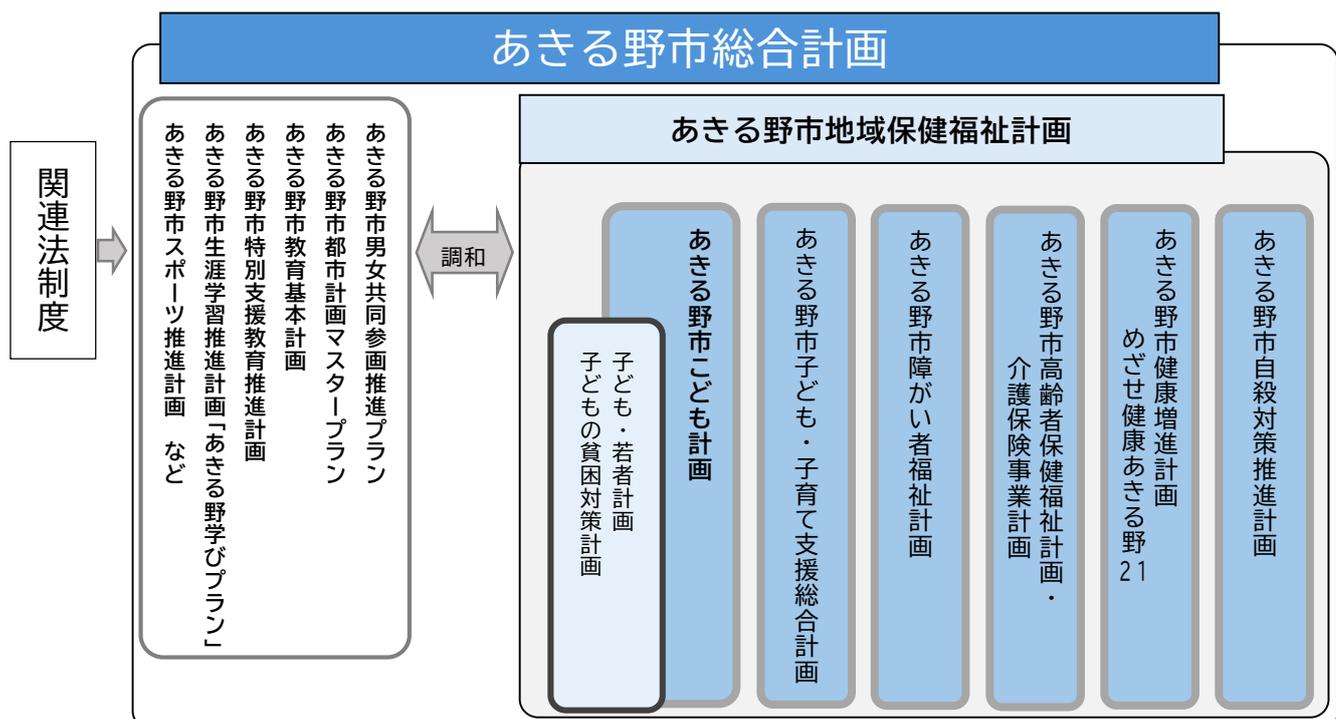
### (2) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。また、社会情勢の変化及び国や東京都の動向などを踏まえたうえで適宜見直しを行います。

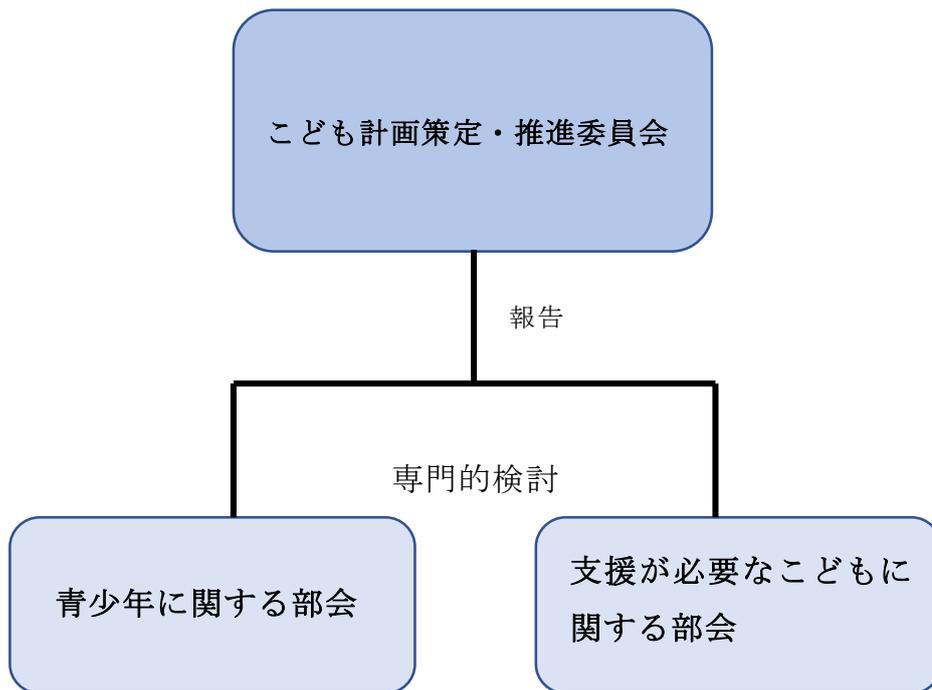
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
アンケート 調査実施	計画策定期間	あきる野市こども計画（令和8年度～令和11年度）			

### (3) 計画の位置付け

国の「こども大綱」を勘案し、関連する個別計画と連携・整合を図ります。



## 6. 検討体制



市内  
こども計画策  
定検討委員会

市内の関係各課長をメンバーとした、こども計画策定検討委員会において、こども計画の施策内容等の検討を行うとともに、こども計画策定・推進委員会での検討結果を、こども計画に反映していきます。

子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき、乳幼児期から学童期の子ども・子育て支援に関する施策の推進について審議等する合議体です。  
現在、第3期となる「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」の策定に当たり検討を行っており、「こども計画」との整合を図る必要があります。

## 7. 意見聴取等

こども計画の策定に当たり「こども基本法」「こども大綱」では、子ども・若者等から意見を聴き反映するとしています。

### (1) アンケート調査

本計画に、子ども・若者等の現状を把握し、子ども・若者等の意見を反映させるため、「小学5年生、中学2年生」「高校生・若者」「ひとり親家庭」を対象にアンケート調査を実施します。

	生活等実態調査		
対象	小学5年生 中学2年生 約1,400人	高校生・若者世代 (15歳～29歳) 3,000人予定	18歳未満のお子さんが いるひとり親家庭 1,000人予定
目的	生活・学習に関する実態 や放課後の居場所の把握	居場所の有無や人との関 わりの状況把握	生活・子育ての状況やニ ーズの把握
実施方法	インターネット	郵送及びインターネット	
実施期間	R6.12.26～R7.1.10 予定 (冬休み期間)	R7.1.15～1.31	

### (2) その他の子ども・若者に対する意見聴取方法

- ・対面での意見交換
- ・オンラインでの意見交換
- ・学校や児童館等のこどもの活動場所での意見交換
- ・ワークショップの実施 など

特に、声をあげにくい子ども・若者からの意見聴取に対しては、工夫や配慮を行い、具体的な意見聴取方法等を検討していきます。